

別紙様式第5号(3) (第158条第4項第2号関係) (令2農水令50・旧別紙様式第4号(3)  
 繰下)

〇〇漁業(水産加工業)協同組合連合会〇〇事業年度部門別損益計算書

(単位:千円)

区 分	計	購	買	販	売	〇	〇	〇	その他指 導	共通管 理費等
事業収益 ①										/
事業費用 ②										/
事業総利益 ③ (①-②)										/
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	/
共通管理費 ⑥ (うち減価償却費⑦)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	△ (△ )
事業利益(損失) ⑧ (③-④)										/
事業外収益 ⑨										/
うち共通分 ⑩	/									△
事業外費用 ⑪										/
うち共通分 ⑫	/									△
経常利益(損失) ⑬ (⑧+⑨-⑪)										/
特別利益 ⑭										/
うち共通分 ⑮	/									△
特別損失 ⑯										/
うち共通分 ⑰	/									△
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)										/
指導事業分配賦額⑲	/									/
指導事業分配賦後税引 前当期利益 ⑳										/

(記載上の注意)

⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額について記載すること。

(注)

1 共通管理費等及び指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(2) 指導事業

2 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

	購買事業	販売事業	○ ○	○ ○	○ ○	その他	合計
共通管理費等							100%
指導事業							100%

（記載上の注意）

共通管理費等として各部門に配賦された事業外損益（⑩、⑫）、特別損益（⑮、⑰）の額が相当多額であり、かつ、その配賦基準が共通管理費（⑥）の配賦基準と異なるときは、当該収益又は損失の勘定を付して、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記すること。